

市が実施するサービスの類型・位置付け検討作業について

1 受益者負担の基本的な考え方

行政サービスのコスト（原価）	×	行政サービスの類型による負担割合
----------------	---	------------------

受益者負担の基準は、事務事業のコスト及び受益者負担の現状等の調査結果を踏まえ、市が税（公費）で全額負担すべき領域と、受益者に一定割合の負担を求める領域に区分するとともに、負担を求める領域については、市の義務・裁量、市場性・公益・私益の度合い、受益者に負担を求める費用等を考慮し、段階的に設定することとしています。

2 作業の進め方について

(1) 行政サービスの機能、形態等による集約

行政サービスの類型による負担割合を検討するにあたっては、市が実施する行政サービスをどのような視点に基づいて分類し、類型として整理するかが重要な要素となります。

しかし、市が実施する行政サービスは多岐にわたっており、目的、種類も様々であるため、一つひとつの詳細を把握し、かつ一度に分類・整理することは困難です。

したがって、よりわかりやすく分類・整理作業がおこなえるよう、あらかじめ市が実施する行政サービスを類似する機能、形態等によって一定程度集約し、これを基に分類・整理することとします。

(2) 作業対象とする行政サービス

上記(1)により集約した作業対象とする行政サービスは、別紙「作業対象事業一覧」のとおりです。

(3) 作業方法

作業対象事業一覧の行政サービスを、次の作業票によってサービスに必要となるコスト（それぞれの行政サービスに要するコストはすべて同じ 100 と仮定します）を、「税（公費）の負担でどの程度賄うべきか、あるいは受益者である利用者の負担で賄うべきか」によって並べます。

並べ替えにあたって、どのような要素・理由からその位置としたかによって行政サービスを分類し、行政サービスの類型を整理します。

